

2025 年日本国際博覧会自治体催事出展支援業務 仕様書

1 委託業務名

2025 年日本国際博覧会自治体催事出展支援業務

2 目的

2025 年大阪・関西万博では、大阪府・大阪市万博推進局（以下「推進局」という。）及び府内市町村が連携し、今回の万博のテーマである「いのちの輝き」から想起される、鼓動・高揚・躍動を体現する「祭」をキーワードに、会期中の春・夏・秋の 3 期にわたり、会場内各所の催事場で多彩に展開する催事を「(仮称) 大阪ウィーク」(以下「大阪ウィーク」という。)と位置付け、歴史的背景や価値観が異なるコンテンツを融合させたイベントや史上初となる大規模な催事などを開催する。

本市においても大阪ウィークへの参画にあたり、特色のある出展内容の検討や発信方法に工夫を行い、世界各国の来場者に地域の魅力を効果的に PR し、万博を契機に本市への誘客を図ることを目指す。

3 契約期間

契約締結日から令和 7 年 12 月 17 日（水）まで

4 提案業務

(1) コアイベント※

※推進局と連携し、春・夏・秋の 3 期を通して、大阪の観光や産業、食文化などを来場者に体験してもらう「大阪 43 市町村の祭典」であり、EXPO メッセ（屋内展示場：約 2,000 m²）及び EXPO アリーナ（屋根付きステージ+広場 収容人数：約 16,000 人/立見）で実施するもの

ア EXPO メッセにかかるもの

春期		
	日程	概要
①	令和 7 年 5 月 9 日 ～5 月 11 日	【名称】本市及び日本遺産「龍田古道・亀の瀬」の PR 【内容】映像やバックパネル等を使用し、地域資源の PR を行う。 【場所】「みなはれ」ゾーン
②	令和 7 年 5 月 9 日 ～5 月 11 日のうち 1 日	【名称】綿繰り・糸巻体験、大阪産（もん）名品の綿実油等の販売 【内容】種子から綿繊維を分離する体験や糸巻を体験できるゾーンの運営を行う。また大阪産（もん）名品の綿実油等の販

		売を行う。(体験ゾーン及び物販は本市が選定する事業所職員が対応) 【場所】「しなはれ」ゾーン
--	--	--

夏期		
	日程	概要
③	令和7年7月28日 ～7月30日	【名称】本市及び日本遺産「龍田古道・亀の瀬」のPR 【内容】映像やバックパネル等を使用し、地域資源のPRを行う。 【場所】「みなはれ」ゾーン
④	令和7年7月28日 ～7月30日	【名称】鉢植えシャインマスカットの展示、市特産品の展示・販売 【内容】市内の農業者が作った鉢植えのシャインマスカットの展示を行う。また、ぶどうジュースやワインなど市の特産品を使った加工品や市内の店舗が製造した菓子類などの展示・販売を行う。(物販は本市が選定する事業所職員が対応) 【場所】「みなはれ」ゾーン
⑤	令和7年7月28日 ～7月30日のうち 1日	【名称】本市と日本遺産「2つのストーリー」の紹介 【内容】本市のPR(柏原産ワインや綿実油、特産品のぶどうや伝統工芸品「注染」について)日本遺産「もうすべらせない!!～龍田古道の心臓部「亀の瀬」を越えて行け～」及び「葛城修験」のPRを行う。(約30分) 【場所】イベントステージ

秋期		
	日程	概要
⑥	令和7年9月13日 ～9月15日	【名称】本市及び日本遺産「龍田古道・亀の瀬」のPR 【内容】映像やバックパネル等を使用し、地域資源のPRを行う。 【場所】「みなはれ」ゾーン
⑦	令和7年9月13日 ～9月15日 ※注染の作業実演 は1日のみ	【名称】注染(ゆかた、てぬぐい、小物等)と反物の展示・販売及び作業実演 【内容】注染及び反物の展示・販売を行う。特に反物については、30本程度を天井から吊るすレイアウトとする。また注染の職人による作業実演を行う。(注染の作業実演及び物販は本市が選定する事業所職員が対応) 【場所】「みなはれ」ゾーン

※開場時間は9:00～22:00

準備・設営は春期：5月8日、夏期：7月27日、秋期：9月12日、撤去は、各期の最終イベント終了後に行うことを想定。最終日については、会場の撤去・搬出時間の関係で、開催時間を夕方までとするなど、短縮の可能性あり。また、1日のみ開催のイベントは別途調整。会場全体に係る管理運営（展示物の制作や会場使用料等を含む。）は、推進局が対応する。

業務内容

・各ゾーンの運営

スタッフを複数名配置し、各ゾーンの案内、体験コーナーの運営や物販など必要な対応を行うこと。スタッフのうち1人は現場責任者とし、1名以上は日英2言語対応ができる者を配置すること。また現地での案内が円滑に行えるよう事前に現場対応用案内マニュアルを作成の上、研修を行っておくこと。

なお、本市の現場関係者（本市20人程度の職員も含む。）は法被ユニフォームなどにより、統一感をもって業務に従事できるようにすること（他会場での業務に従事する場合も同様とする。）。

※業務に支障のない範囲でスタッフ人数の増減は調整可能。

・体験、実演ブースの支払い対応

綿繰り・糸巻体験（春期②）や注染の作業実演（秋期⑦）を担当する事業所職員に対する派遣手数料を事業所へ支払うこと。手数料は綿繰り・糸巻体験と注染の作業実演で200,000円程度の費用を想定すること。

・ウェブコンテンツの制作（日英2言語対応）

万博会場でのPRだけでなく、万博終了後も本市への誘客を図るため、本市の企業を取材などによりとりまとめ、本市「柏原まち・ひと・しごと.net」内に万博特設ページを作成し、万博終了後も継続的に閲覧可能なものとする。

また、ウェブコンテンツの概要版を紙媒体で500部制作すること。なお制作後は印刷可能なデータも納品すること。

・PR動画、バックパネルの制作等（日英2言語対応）

「みなはれ」ゾーンで使用するPR動画や本市の地域資源を掲載したバックパネルの制作を行うこと。

また、必要に応じて本市のゾーンの装飾を行うこと。

なお、PR動画の想定は以下のとおりとする。

【PR動画】

- ・本市の紹介（再生時間1分及び5分程度のものを各1種類）
- ・日本遺産「龍田古道・亀の瀬」（再生時間1分及び5分程度のものを各1種類）
- ・日本遺産「葛城修験」（再生時間1分程度のものを1種類）

・観光マップの制作（日英２言語対応）

本市の観光マップを１種類作成すること。来場者にはQRコードを読み込んで、デジタルデータとして閲覧いただくことを想定。

また、同様に紙媒体のものを500部制作すること。なお制作後は印刷可能なデータも納品すること。

・イベントステージの演出支援

会場内のイベントステージ（夏季⑤）で本市と日本遺産「２つのストーリー『もうすべらせない！！～龍田古道の心臓部「亀の瀬」を越えて行け～」「葛城修験』の紹介を約30分予定しているため、ステージナレーターや、映像放映などによりステージから会場を盛り上げることができる演出を行うこと。

・ブースの設営・撤去等

本市のブースの設営や撤去、これに伴う物品の搬入出・保管・運搬等を行うこと。また設営にあたり以下のとおり、受注者により購入を想定しているものは以下のとおりとする。なお、購入先は本市との協議により決定する。

【鉢植えシャインマスカット】

夏季④の展示用として１鉢（寸法：1m×1m、重量：約10kg）50,000円程度の購入費用を想定しておくこと。

【注染の実演専用作業台】

作業台、糊付け台、糊置台を各１台及び注染に関する消耗品として（生地、糊、染料等）合計250,000円程度の購入費用を想定しておくこと。詳細は本市との協議により決定する。

・ノベルティの作成・配布

本市をPRできるノベルティを作成し、ブース体験をされた来場者に配布すること（500円相当のものを計1,500個配布することを想定）。

イ EXPOアリーナにかかるもの

春期		
	日程	概要
①	令和7年5月9日 ～5月11日	【名称】「大阪府内のだんじり・やぐら・太鼓台等の展示・実演」 【内容】本市のだんじり・ふとん太鼓等のうち1団体（1台）が上記イベントに参加

夏期		
	日程	概要
②	令和7年7月27日 ～7月28日のうち 1日	【名称】「交流盆踊り」 【内容】大阪各地の特色ある盆踊りイベントに本市の団体が参加し、河内音頭等を披露（出演時間：約15分）

③	令和7年7月27日 ～7月29日のうち 1日	【名称】 「次世代パフォーマンス」 【内容】 大阪各地の小・中・高・大学生等を中心とした様々なチーム・団体等が出演し、次世代を担う子ども達の祭典に本市の子どもが参加し演技を披露（出演時間：約10分）
---	------------------------------	--

秋期		
	日程	概要
④	令和7年9月9日 ～9月11日、9月 14日～16日のい ずれか1日	【名称】 秋の音楽イベント 【内容】 大阪ゆかりの音楽を通して世界との交流を行うイベントに本市の団体が参加し演奏を披露（出演時間：約30分）

※各イベント全体の開演時間などの詳細は未定

業務内容

・イベントへの参画に必要な全体運営・管理

イベントへの参画に向けて、実施日までの進行スケジュール及び計画書を作成し、運営管理を行うこと。また進行スケジュールは発注者と必要に応じて打合せを行うなど、進捗状況を共有すること。

イベント実施日には、会場にスタッフを複数名配置し、運営が円滑に遂行できるよう必要な対応を行うこと。スタッフのうち1人は現場責任者とする。

※業務に支障のない範囲でスタッフ人数の増減は調整可能。

・出展団体や会場関係者との連絡調整

実施日までの間、必要に応じて出展団体や会場関係者との連絡調整を行うこと。

・イベントの運営・管理

事前に関係者と当日のスケジュールを協議し、適切にスケジュール管理や出展団体との調整を行うこと。

・記念品の作成

各出展団体の出演者への記念品（郵送含む）を用意すること。記念品の選定及び発注数については、発注者と協議し、決定すること。なお、これらに係る費用は50万円程度を想定すること。

※各出演者の会場までの交通費、食費等については出展者（参加団体）の負担となり、入場チケットについては、現在推進局が調整中。

(2) レギュラーイベント※

※府内市町村などが主催者となり、各地域が持つ魅力を最大限に発信する催事であり、本市においては、大阪ヘルスケアパビリオン（小規模なステージ：客席数 約 150 席）で実施するもの

春期	
日程	概要
令和7年5月15日	【名称】 「(仮称) 始めてみよう！耳活フィットネス！！」 【内容】 市内大学と民間企業との共同プロジェクトの発表「耳活フィットネス」と参加者向けの簡易な体験機会を提供するステージイベントを複数回実施

※各イベント全体の開演時間などの詳細は未定

業務内容

・翻訳スタッフの配置

本取組が海外の来場者にも対応できるよう日英2言語対応ができる者を配置すること。

・取組動画の制作

本取組が来場者に分かりやすく伝えることができる動画（日英2言語対応）の制作を行うこと。

※動画は再生時間1分～2分程度。取材・撮影（令和6年度に本市が実施するプレイベントへも可能な限り参加すること。）を含む。

・「耳活フィットネス」担当する講師への謝礼

「耳活フィットネス」を担当する講師への謝礼を支払うこと。謝礼額は10万円程度を想定すること。

・ステージ構成の監修

万博にふさわしいクォリティーとエンターテインメント性を兼ね備えたステージとなるよう必要な演出や舞台装飾等を監修すること。

・イベント保険の加入

レギュラーイベント実施にあたっては、傷害保険及び賠償保険に加入すること。なお保険加入に伴う費用は委託料に含めるものとする。

(3) 共通・その他付帯業務

・機運醸成、取組内容のPR

大阪ウィークの各期の開催前から、本市の取組内容を独自の広報媒体・手法などにより周知するなど、効果的に発信を行い、機運醸成を図ること。また開催後も本市の取組内容を速やかにウェブサイトに掲載しPRを行うこと。

- ・必要機材等の運搬

イベント内容の調整状況により、必要に応じて音楽機材などの運搬が必要となる場合は迅速に対応すること。

- ・安全対策

各会場のイベントが安心安全に実施できるよう来場者や業務関係者の安全対策を十分に図ること。

5 その他

- (1) 博覧会協会や推進局との調整により実施内容に変更が生じる場合がある。
- (2) 博覧会協会が公表する各種ガイドラインや持続可能性に配慮した調達コード等を遵守すること。
- (3) 本業務の遂行に必要な許認可などの事務手続きは、全て受注者が行うこととする。
- (4) 本業務の遂行に係る一切については、委託料に含めることとする。

6 業務計画書及び成果品の提出

(1) 業務計画書

受注者は、事業の実施に先立ち、実施体制、事業実施工程、緊急連絡体制等の事業を適正に実施するために必要な事項を記載した業務計画書を作成し、契約締結後 45 日以内に発注者に提出すること。

(2) 成果品の提出

事業終了後、令和 7 年 12 月 17 日（水）までに、柏原市役所企画調整課あて、以下の成果品等を提出すること。

ア 業務に関して作成した全ての成果品 DVD に格納したもの 2 枚

※成果品の著作権及び肖像権は発注者に帰属するものとする。

※DVD 等（成果品）の提出については、ウイルスチェックを行うこと。

イ 実施報告書（以下の項目を主な内容とする）

- ・実施概要
- ・各イベントの出演者、参加者一覧
- ・手配備品一覧
- ・制作物一覧
- ・記録用写真、映像（撮影許可の手続き及び交渉については、受注者が行うものとする。）

7 再委託について

- (1) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等においては、受注者はこれを再委託することはできない。

- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- (3) 受注者は、本項(2)に規定する業務以外の再委託に当たっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。
- (4) 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。なお、再委託の相手方は、柏原市入札参加有資格業者指名停止要綱(平成31年3月29日制定)に基づく指名停止若しくは指名回避の措置、又は柏原市暴力団排除条例(平成25年12月20日条例第27号)に基づく入札等排除の措置を受けているものであってはならない。

8 業務実施に関する基本的な条件

(1) 業務実施体制

受注者は、業務の運営体制を明確にし、業務を適切に実施するために必要な経験を有するスタッフを配置すること。

(2) 契約及び費用等に関する条件

業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金額以外の費用を負担しないものとする。

(3) 提案見積額について

本委託業務にかかる契約金額については、提案見積額を基準に、発注者と協議のうえ、確定するものとする。

(4) 経理・支払に関する条件

ア 契約金額については、委託契約期間内に業務を完了された後、発注者による検査を経て支払うものとする。

イ 全ての証拠書類は、本業務終了後、5年間保存すること。

(5) 秘密の保持

ア 受注者は、この契約の履行に関して知りえた秘密は、契約期間中はもとより契約期間後においても第三者に漏らしてはならない。

イ 受注者は、提供された資料を本業務以外の目的には使用しないこと。また、第三者への提供は、閲覧・複写・貸出等方法の如何を問わず行わないこと。

ウ 本業務の遂行にあたり収集した情報については、機密保持の観点から、施錠の徹底や電子データのパスワード設定など、万全なセキュリティ対策を講じて扱わなければならない。

(6) 著作物の譲渡等

ア 受注者は、本事業における作製物(以下「成果物」という。)が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」と

いう。)に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。)を当該著作物の引渡し時に発注者
に無償で譲渡するものとする。ただし、当該著作物のうち、受注者が従前より保
有するものの著作権は、受注者に留保されるものとし、受注者は発注者及びその
指定する者の必要な範囲で発注者及びその指定する者に無償で使用することを
許諾するものとする。また、受注者は著作者人格権を行使しないものとする。

イ 発注者は、成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができ、また、
当該成果物が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受
注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

ウ 受注者は、成果物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利
用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、
発注者は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受注者の
承諾なく自由に改変することができる。

エ 受注者は、発注者が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、
当該成果物の内容を公表することができる。

オ 発注者は、受注者が成果物の作成に当たって開発したプログラム(著作権法第
10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。)及びデータベース(著
作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。)について、受注者
が承諾した場合には、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

カ 受注者は、成果物(業務を行う上で得られた記録等を含む。)の作成にあたり
必要な著作権等の手続きについて、受注者の責任及び契約額の範囲において実施
すること。

(7) 個人情報の取り扱いについて

ア 委託業務の遂行上知り得た個人情報や法人情報については、受注者の責任にお
いて厳重に管理の上、外部への持ち出し等については原則禁止とするとともに、
他の目的への転用等は絶対に行わないこと。また、業務完了後、受注者が保有す
る機器等にデータが残存している場合は、受注者の責任において確実にデータの
破棄を行うこと。

イ 受注者は事業実施にあたり、収集する個人情報及び法人情報について、発注者
に情報提供することを当事者に事前に説明し同意を得ること。

ウ 事業実施にあたり収集した個人情報や法人情報は発注者に帰属するものとし、
発注者の指示に従い提供を行うこと。

(8) その他の条件

ア 業務開始後は、定期的に発注者と打ち合わせを行い、業務着手前に発注者の承
諾を得るとともに、事業進捗状況を報告すること。また、随時、発注者の求めに
応じて本業務にかかる情報を提供すること。

- イ 本仕様書に定めのない事項については、発注者と協議のうえ決定すること。
- ウ 契約締結後に本仕様書に疑義が生じた場合は、双方で協議のうえ決定することとする。